

## 長門湯本温泉駐車場指定管理者候補者の選定結果について

長門湯本温泉駐車場に係る指定管理者の選定について審査を行った結果、次のとおり候補者を選定したので報告します。

### 記

#### 1. 指定管理業務を行う公の施設の概要及び指定管理期間

##### ア 施設の概要

名称	位置	施設の構成
長門湯本温泉 駐車場	長門市深川湯本 2332 番地 1	(1) 自動車駐車場 駐車可能台数 95 台 (障害者優先駐車場 2 台含む) (2) バス駐車場 駐車可能台数 3 台 (3) バイク駐車場 駐車可能台数約 15 台 (4) 眺望テラス (5) その他付帯施設

##### イ 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間

#### 2. 選定の手順

選定委員会では、応募者から提出された「事業計画書」及び「応募者に関する書類」について、資格要件の確認及び応募者の説明による事業計画のヒアリングを行った後に審査基準に沿って審査を行い、候補者を選定しました。

#### 3. 選定までの経過

これまでの募集に係る経過について、事務局報告を記載します。

事 項	年 月 日	
募集公告	令和 3 年 9 月 24 日 (金)	
募集要項等配布	令和 3 年 9 月 24 日 (金) ～10 月 14 日 (木)	
質問書の受付	令和 3 年 9 月 24 日 (金) ～10 月 8 日 (金)	
質問書に対する回答	令和 3 年 10 月 12 日 (火)	
応募書類の受付	令和 3 年 10 月 11 日 (月) ～10 月 14 日 (木)	1 団体

#### 4. 選定委員会の開催

年 月 日	内 容	備考
令和3年10月25日(月)	委員9名出席 ・公募概要、審査基準の説明 ・応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・事業計画の審査 ・指定管理者候補者の選定	
公募期間 令和3年9月24日(金)～令和3年10月14日(木)		

## 5. 審査の方法について

### (1) 審査項目

#### ア 事業計画等の評価 (140点)

中項目	小項目	配点
施設の管理運営方針 (60点)	施設の設置目的と団体の理念、姿勢の整合性	10
	平等な利用の確保のための考え方、具体的な取組	10
	関係団体及び事業者等との連携・協働	40
施設の効用の発揮・管理経費の縮減 (40点)	本業務に対する意欲・熱意等	10
	施設の効用を増進するための創意工夫	10
	利用者の要望・意見・苦情等の把握及びその対応策	10
	当施設を運営するに当たっての効率化への取組	10
施設の管理を安定して行う能力 (40点)	運営体制と実績	10
	施設の安全性への配慮	10
	個人情報の保護についての方策	10
	団体の経営の安定性・継続性	10

#### イ 管理運営経費の評価 (60点)

中項目	小項目	配点
収支計画の妥当性 (30点)	収支計画の妥当性	30
納付率の妥当性 (30点)	納付率の妥当性	30

### (2) 審査方法

提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に、委員ごとに審査(評価)、集計した上で協議を行い、候補者を選定しました。

## 6. 審査結果

### (1) 応募状況

応募団体数 1 団体

### (2) 応募者の資格等の適合状況の審査

長門市観光政策課において、応募者が応募資格を満たしていることを確認、報告を受けました。

### (3) 審査結果（※ 評価の結果は、別表のとおり）

評価の結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定、市長に報告することとしました。

#### ■指定管理者候補者

住 所 山口県長門市深川湯本 1260 番地 1

団体名 長門湯本温泉まち株式会社

代表取締役 伊藤 就一

## 7. 委員意見

応募者にあつては、事業による収益から指定管理料の金額を差し引いた金額が 150 万円を超えることが見込まれる場合には、その剰余金を、応募者自らが提案された事業者独自の補助金制度の実施に要する費用や、駐車場運営又は事業者への運営に役立てるための人流分析に要する費用に充てるよう努めること。

また、市担当課にあつては、応募者の提案どおり実施されているか検証できるよう留意すること。

## 8. 長門市指定管理者選定委員会 委員

委員長	大 谷 恒 雄	(長門市副市長)
委 員	小 林 健 司	(長門市企画総務部長)
委 員	光 井 修	(長門市市民生活部長)
委 員	光 永 忠 由	(長門市健康福祉部長)
委 員	堀 俊 洋	(長門市経済観光部長) ※委員会欠席
委 員	早 川 進	(長門市建設部長)
委 員	坂 野 茂	(長門市教育委員会教育部長)
委 員	小 林 努	(長門市三隅支所長)
委 員	松 崎 博	(長門市日置支所長)
委 員	岡 田 年 生	(長門市油谷支所長)

別 表

1. 審査結果

ア 事業計画等の評価

中項目	小項目	満点	指定管理者候補者
施設の管理運営方針 (60点)	施設の設置目的と団体の理念、姿勢の整合性	10	8.2
	平等な利用の確保のための考え方、具体的な取組	10	7.6
	関係団体及び事業者等との連携・協働	40	31.1
施設の効用の発揮・管理経費の縮減 (40点)	本業務に対する意欲・熱意等	10	8.0
	施設の効用を増進するための創意工夫	10	7.6
	利用者の要望・意見・苦情等の把握及びその対応策	10	7.6
	当施設を運営するに当たっての効率化への取組	10	6.4
施設の管理を安定して行う能力 (40点)	運営体制と実績	10	7.6
	施設の安全性への配慮	10	7.3
	個人情報の保護についての方策	10	6.4
	団体の経営の安定性・継続性	10	7.1
小計		140	104.9

イ 管理運営経費の評価

中項目	小項目	満点	指定管理者候補者
収支計画の妥当性 (30点)	収支計画の妥当性	30	21.3
納付率の妥当性 (30点)	納付率の妥当性	30	22.7
小計		60	44.0

合 計	200	148.9
-----	-----	-------

※ 指定管理者候補者の欄の得点は、出席委員9名の合計点数を出席委員の数で除したもの

2. 指定管理候補者の提案した指定管理料の額

(指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。)

長門湯本温泉まち株式会社	3,000,000円
--------------	------------

<備考>

※指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

3. 指定管理者候補者の提案した納付金制度に基づく納付金について

指定管理者候補者は、本指定管理業務による収益の額に応じて、次のとおりその収益の全部又は一部を市に納付する。

(1) 市から支払いを受ける指定管理料と同額までの収益は、全額納付

(2) 市から支払を受ける指定管理料を超える収益は、次の算式により算定した額を納付

ア 指定管理料収入を除く純利益（0円を超え150万円までの利益分）

当該利益部分の金額に0.30を乗じた金額

イ 指定管理料収入を除く純利益（150万円を超え300万円までの利益分）

当該利益部分の金額に0.15を乗じた金額